

令和4年度

入札結果報告書

入札(見積)執行
公表日
案件番号
件名
発注部/発注課
入札方式
業種
納入場所
納入期限
結果
電子入札区分
最低制限価格率

令和4年7月20日 10時48分
令和4年7月20日
0435500019
長崎ブリックホール大ホールピンスポットライト購入
市民生活部 文化振興課
制限付一般競争入札(価格競争)
照明器具
長崎市茂里町2番38号 長崎ブリックホール
議会の議決を得た日から令和5年3月8日まで
落札
電子入札
—

番号	入札参加業者	第1回	第2回	第3回	結果	理由
1	(株)三森屋	¥18,500,000	—	—	落札	—
2	(株)理研サービス	—	—	—	辞退	入札辞退
3	丸茂電機(株)福岡営業所	—	—	—	辞退	入札辞退

*上記金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

物品売買仮契約書

1 契約物件 長崎ブリックホール大ホールピンスポットライト購入

品名	規格	単位	数量	単価(円)
ピンスポットライト	仕様書のとおり	台	4	4,625,000

2 契約金額

		百万		千		円
¥	2	0	3	5	0	0000

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,850,000 円)

- 3 納入期限 令和5年3月8日
- 4 納入場所 長崎市茂里町2番38号 長崎ブリックホール
- 5 契約保証金 免除

長崎市を発注者とし、株式会社 三森屋 を受注者とし、
発注者と受注者の間において、別添条項により物品売買契約を締結する。

(本契約の成立)

第1条 この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年長崎市条例第12号)第3条の規定による議会の議決を得た場合には、その議決を得たときから、この契約を本契約とみなす。

(仮契約の解除)

第2条 発注者は、この仮契約が本契約として成立するまでの間に、受注者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、この仮契約を解除することができるものとする。この場合において、発注者は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 不正又は不誠実な行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
- (2) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。



発注者と受注者とは、本書2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和4年7月22日

長崎市桜町2番22号
発注者 長崎市
代表者 長崎市長 田上 富久



住所 福岡市東区原田1丁目45-14
受注者 株式会社 三森屋
氏名 代表取締役社長 森 満俊



議会議決 令和 年 月 日

(総則)

- 1 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、別添仕様書及び図面等(以下「仕様書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的である契約書記載の物品を、契約書記載の納入期限内に契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する物品を納入させるため、物品の納入に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い物品の納入を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、物品を納入するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 1 発注者及び受注者は、この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利の譲渡等)

- 1 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(納品書等の提出等)

- 1 受注者は、物品を納入するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

(検査)

- 1 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者の職員をして検査を行わせるものとする。
- 2 前項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。
- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 6 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又はき損した物品に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

(引換え又は手直し)

- 1 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第4条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。
- 5 第5条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検査について準用する。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

- 1 物品の所有権は、検査に合格したとき、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

- 1 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 1 発注者は、引き渡された物品に関して、所有権移転の日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 7 引き渡された物品の契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(納入期限の延長等)

第10条 受注者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(契約内容の変更等)

第11条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第12条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(契約代金の支払い)

第13条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ発注者の検査に合格したときは契約代金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕検書等において納入が完了し、かつ発注者の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。

3 発注者は、前2項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) その責めに帰すべき事由により、納入期限までに物品を納入できないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- (2) 過失により物品の納入を粗雑にしたと認められるとき。
- (3) この契約の履行に関し、受注者、受注者の使用人又は代理人が不正又は不誠実な行為をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追及がなされないとき。
- (5) 受注者がこの契約の履行にあたり第23条各号(第2号を除く)の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の物品を納入期限までに納入させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 納入された物品に契約不適合がある場合において、その不適合を除去しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員)による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員)による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (10) 受注者がこの契約の履行にあたり第20条第2号の規定に違反したとき。
- (11) 第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)(ニ、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (13) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が「独占禁止法」第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)(の規定に基づき課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。))を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が「独占禁止法」第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))。
 - ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第21条第6項第2号において同じ。))において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ハ 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に「独占禁止法」第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。))に入札(見積書の提出を含む。))が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - ニ この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。第21条第6項第2号において同じ。))の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は「独占禁止法」第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (14) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 第14条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

第17条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第19条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第11条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第11条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納入期限までに物品を納入することができないとき。

(2) 物品に契約不適合があるとき。

(3) 第14条又は第15条の規定により、物品の納入後にこの契約が解除されたとき。

(4) 受注者がこの契約の履行にあたり第23条各号の規定に違反したとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額(一部解除の場合は解除部分に相当する代金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第14条又は第15条の規定により、物品の納入前にこの契約が解除されたとき。

(2) 物品の納入前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から検査に合格した納入部分に相当する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

6 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、第2項に規定する契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第15条第13号イに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 第15条第13号ロに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は第15条第13号ニに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 第15条第13号ニに該当する場合であって、第15条第13号イに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

7 受注者が第2項及び第6項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

8 受注者は、契約の履行を理由として、第2項及び第6項の違約金を免れることができない。

9 第2項及び第6項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

10 受注者は、第15条第13号又は第6項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、同条同項に規定する違約金を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。この契約が完了した後も同様とする。

11 前項の規定は、発注者の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第22条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第3項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(個人情報保護)

第23条 受注者は、この契約に係る個人情報の保護について、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

(1) 受注者は個人情報の保護に留意し、この契約の履行に当たって知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止、並びに盗用の禁止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 受注者は、個人情報を目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(3) 受注者は、データ、プログラム等及びその関係資料の全部又は一部を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(4) 受注者はこの契約による事務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報記録された資料等(複写し、複製したものを含む)を、当該契約による事務の処理の終了後速やかに発注者に返還するものとする。

(5) 発注者は、必要に応じて立入検査を実施することができる。立入検査の際には、受注者は発注者の求める関係資料を速やかに提示しなければならない。

(6) 受注者は、この契約において個人情報を取り扱う際に、事故が発生した場合には、速やかに発注者に報告を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第24条 この契約書に定めるもののほか、長崎市契約規則(昭和39年長崎市規則第26号)の定めるところによるものとし、この規定及びこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

物品購入仕様書

担当所属:長崎市市民生活部文化振興課 担当:末永

電話 095-842-3782 ファックス 095-842-3784

メールアドレス suenaga_mamiko@city.nagasaki.lg.jp

件名: 長崎ブリックホール 大ホールピンスポットライト購入

	品名	規格	数量	単位	参考商品	製品指定	事前確認
1	ピンスポットライト	別紙のとおり	4	台	ウシオライティング(株)製 クセノンフオロスポットライト SUPERSOL 3003SR/e	無	要

納入場所: 長崎市茂里町2番38号 長崎ブリックホール

納入期限: 令和5年3月8日(作業可能期間: 令和5年1月23日~令和5年3月8日)

※ 参考商品により入札する場合については事前確認不要

※ 適合品の事前確認について

「要」のものについて、参考商品以外で入札する場合は、該当する品目について、質問事項として質問書に記載のうえ、質問書提出期限までに、質問書及び次に指定するものを上記担当所属に持参し、適合品であることの確認を受けること。

(指定内容) カタログ等仕様がわかるもの及び現物

※特記事項

- ・本体使用に必要な付属品、及び納品時の設置、調整、試運転に係る費用は本契約に含むものとし、本市職員による検査の上、問題がなく動作できることを確認したうえで納品完了とする。
- ・納品にあたっては、設置位置や電源接続方法等物品の取り付けに係る詳細について、文化振興課担当者及びホール舞台スタッフと協議を行うこと。
- ・物品の取り付けにあたっては、必要に応じて分電盤内のブレーカー交換や分電盤から整流器の配線等を行ったうえで、支障なく点灯できるかについての試験を、舞台照明設備の保守点検業者と調整して実施すること。なお、電気工事士法第2条第3項及び同法施行規則第2条に該当する作業については、電気工事士資格を持つ者が行うこと。
- ・長崎ブリックホール大ホールピンスポット室に設置可能なものを納品・設置すること。既製品で適合しない場合は、製品の製作メーカーによる適切な製品の加工を行うこと。
- ・参考商品以外で入札する場合は、事前に文化振興課担当者で日程調整の上、担当者及びホール舞台スタッフの立会いの下でデモンストレーションを実施し、問題なく稼働ができ、かつ製品が同等品以上であることの確認を得ること。
- ・参考商品以外で入札する場合は、納品後の部品供給や保守点検を考慮し、国内メーカー製品とすること。
- ・取り外した後の既製品の処分は行わず、長崎ブリックホール内に保管するものとする。

物品購入仕様書 別紙

1 件名

長崎ブリックホール 大ホールピンスポットライト購入（文化振興課）

2 規格

(1) ピンスポットライトの規格

- ① 照度:10,000ルクス以上(ピンスポット室から舞台までの投光距離 40m~50m程度)
- ② 定格電圧: AC100V~240V
- ③ 消費電力: 7kVA 以下
- ④ 寸法: 幅 500mm 以内×長さ 2,000mm 以内×高さ 600mm 以内
※幅、長さ、高さのいずれも、スタンド等その他付属品を含まない。
※ピンスポット室内に設置可能で、実使用上問題がないこと。
- ⑤ 本体質量: 本体のみ場合は 80kg 以下、スタンドを含む場合は計 130kg 以下
- ⑥ 光源: クセノン
- ⑦ 照射角度: 上向き 10° ~下向き 45° の範囲で可変できるもの
- ⑧ 最少照射距離: 8m 以内
- ⑨ 最大スポット径: 3m以上(ピンスポット室から舞台までの投光距離 40m~50m程度)
- ⑩ 最高表面温度: 90℃以下
- ⑪ 騒音: 45db 以下 (距離が 1m の場合)
- ⑫ 保証期間: 1 年以上
※修理部品の供給に関しては、15 年以上
- ⑬ 機器構成: 次のものを含む。
 - ・電源ボックス (整流器)
 - ・スタンド
 - ・ランプ
- ⑭ 特記事項: 設置にあたっては、文化振興課担当者、舞台スタッフ、舞台照明設備の保守点検業者と調整し、実施すること。

